陳情 第44号

受付 平成29年 7月18日

付託 平成29年 9月 1日

兼務課長補佐に対する残業代適正評価を求める陳情

• 陳情趣旨

平成29年度、職員配置表によれば係長が兼務する課長補佐は44人見当いる。単独課長補佐は27人見当で幼・保の長職8人、何長職7人、教育指導課4人、結果各課に在席する単独課長補佐は8人となる。

取手市事務決裁規程第8条、(決裁権者又は専決権者不在のときは次に定めるところにより行う)とし、課長不在の場合、担当係長が同規程第2条1項3号に示す代決権者とされている。但し、課長補佐を置く課は課長補佐が代決権者とも示しているが何ゆえ、兼務補佐の必要性があるのか疑問が残る。

係長が課長補佐を兼務する場合、基本給と役職給が支給され、法定労働時間を超えて、働いても、残業代が支払われない。裁量労働制でもなく、労働時間でもなく成果で評価し、残業代支出をしていないようであるが役職給と割増賃金の判別が必要であり、一生懸命、市民のため日々努める兼務補佐には残業代を支払わないことはブラック産業に当たるのではないか。一方、一部兼務補佐の中にはどこを向いているのか、市の諸規定を参酌せず、文書管理規則を見たこともないのかと思われる者が居る。これらの職員には上職者がどのような指導や職員研修されているのか、疑問である。往々にして、自己主張の強い者は公務員の政治家の要素があり、事務執行上、企画・立案の一つの考え方として、法律の正しい担保は、予算措置は、誰が影響を受けるか、事業運営などについて、結果、責任ある執行ができるのか、抜け落ちている。以上のことから一部職員の適正配置とあわせ兼務課長補佐にある者の質向上の一考とされることを要望し陳情する。

• 陳情事項

- 1. 兼務課長補佐の必要性と適正配置の再検討。
- 2. 役職給と割増賃金の判別をすること。
- 3. 地方公務員法第29条の職務を怠った者、全体の奉仕者たるにふさわしくない兼務補 佐の職を解除すること。

以上陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成29年7月18日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38 氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿